

同窓会だより

令和2年3月4日 卒業号

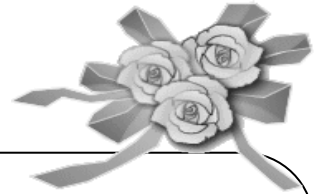


ご卒業おめでとうございます

桜の芽も膨らむこの季節、今年も3年生の皆さんが交野支援学校を巣立っていきます。入学から3年間、色々な場面で頑張っていた姿が、次々と浮かんでいきます。卒業後もこの学校で培った力を発揮して、様々な分野でご活躍されることと思います。どうか、お元気でお過ごしください。

本日配付しました同窓会会則をご覧いただき、卒業後は同窓会の一員として、同窓会のより一層の発展のためご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

同窓会の活動内容



- ・ 4月 役員会 活動や予算執行の検討、総会・レクリエーションの企画
- ・ 5月 総会 活動報告、会計報告、新役員選出、レクリエーション
- ・ 7～8月頃 同窓会便り発行
- ・ 10月 体育大会 観覧
- ・ 11月 紅葉祭 演技鑑賞
- ・ 3月 卒業式 会長が来賓として参加（予定）
※今年度は感染症流行のため不参加。

*** 4月末に同窓会総会案内・出欠の往復葉書を同窓生に送付します。**

* 夏に送付する同窓会だよりには、その年度の学校行事の案内を掲載します。

* 同窓会委員に選ばれた方は、役員会（総会の企画等）に参加していただきます。

（来年度は令和2年4月26日 午前10時～）

同窓会総会は、毎年5月の日曜日に開催します

来年度は令和2年5月24日（日）に交野支援学校で実施します。ぜひご参加ください。
みんなで盛り上げましょう！

「北河内成人のつどい」について

- *毎年、「北河内成人のつどい」が1月に開かれています。今年も本校を2年前に卒業された方が多数参加されました。これまで、その案内書送付のために「北河内成人のつどい」実行委員会に卒業生の名前・住所をお知らせしてきました。ただ、昨今の個人情報保護のこともあり、名前・住所を実行委員会に知らせることを望まれない場合は、事前に本校同窓会係にお知らせください。名前・住所をお知らせすることに同意して頂いた方には、実行委員会から「北河内成人のつどい」の案内状が届きます。なお、実行委員会は作業所等が中心になって活動し、本校を含めた北河内の支援学校5校の同窓会も後援しております。当日のつどいには本校からも数名の教員が参加しております。
※今年度卒業の方の北河内成人のつどいは、2022年1月に開催されます。
- *本会も、従来の同窓会会員と本年度の卒業生を含めると人数は一千名規模になります。これだけ規模が大きくなると度々お集まりいただくことも難しくなっています。せっかく築き上げてきた結びつきをより発展させるため、まずは同学年での親睦の機会を積極的に設けられるような活動を期待しています。
- *住所や電話番号等の変更がありましたら、交野支援学校（支援部進路支援）同窓会係までご連絡ください。
(交野支援学校 電話番号：072-893-2445)

大阪府立交野支援学校同窓会 規約

【第1条（名称）】

本会は大阪府立交野支援学校同窓会と称する。

【第2条（目的）】

本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

【第3条（会員）】

本会は大阪府立交野支援学校および四條畷校の高等部の卒業生をもって会とする。ただし、大阪府立交野支援学校中学部卒業ならびに途中転出者の入会は任意とする。

【第4条（活動）】

本会の活動は次の通りとする。

1. 会報の発行
2. 会員相互の親睦と行動のための活動
3. 学校行事への積極的参加
4. その他、第2条の目的を達成するために必要な活動

【第5条（本部）】

本会の本部は大阪府立交野支援学校におく。

【第6条（役員）】

本部に次の役員をおく。

- | | |
|----------|--------|
| 1. 会 長 | 各校1名 |
| 2. 副 会 長 | 各校1名 |
| 3. 書 記 | 若干名 |
| 4. 会 計 | 若干名 |
| 5. 会計 監査 | 各校1名 |
| 6. 委 員 | 各クラス1名 |

【第7条（役員の任務）】

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を助け、必要があれば会務を代行する。
3. 書記は本会の議事録を作成し、事務全般を担当する。
4. 会計は本会の財務全般を担当する。
5. 会計監査は本会の会計を監査する。
6. 委員は学年を代表し、各クラスの会員の連絡を行う。

【第8条（役員の選出）】

役員は総会において推薦と立候補で選出する。

【第9条（役員の任期）】

役員の任期は1年とし、再任をさまたげない。

【第10条（顧問）】

学校長およびPTA会長ならびに若干名の教職員を本会の顧問とする。

【第11条（特別会員）】

大阪府立交野支援学校の教職員および在職した教職員は特別会員とする。

【第12条（総会）】

1. 総会は通常年1回開催する。ただし、必要のある時は、会長の召集により臨時総会を開くことができる。
2. 総会の決議は出席会員の多数決により行う。

【第13条（会計）】

本会の諸経費は、会費および寄付金をもってあてる。必要に応じて臨時に会費を徴収することができる。

【第14条（会費）】

会費は終身会費3,000円とし、入会時に納付する。

【第15条（会則改正）】

会則改正は総会で多数決によっておこなう。

【第16条（通信）】

総会の案内・同窓会だよりの通信は、原則卒業後5年以内の会員に送付する。ただし、希望する卒業後6年以上の会員には継続して送付する。

附則

1. 慶弔規定 慶弔規定は別に定める。
2. この会則は、昭和60年2月から実施する。
3. この会則は、平成2年9月に改正した。
4. この会則は、平成13年5月に改正した。
5. この会則は、平成15年5月に改正した。
6. この会則は、平成25年5月に改正した。
7. この会則は、平成26年5月に改正した。
8. この会則は、平成28年5月に改正した。

<大阪府立交野支援学校同窓会慶弔規定>

第1条 会員の慶弔については次のとおり金額をおくるものとする。

1. 卒業後5年以内の会員（特別会員・保護者会員を除く）の死亡。
金 5,000円

附則

1.（慶弔に関する連絡）

慶弔に関する連絡は当該学年を対象として連絡網によって連絡する事とする。

2. 本規定の改正は総会において多数決によっておこなう。
3. 本規定は平成2年9月から実施する。